



車はある。
あとは、
ドライバーだ。

従業員の運転免許取得費用

大型運転免許等取得支援補助金

を補助します

補助要件

- ☑運転免許の取得が新規雇用もしくは継続雇用の条件であること（※雇用形態は問わない。）
- ☑従業員に対して負担した経費であること
- ☑雇用する従業員は、市内事業所の勤務者であること
- ☑自動車教習所に入校する日から申請するまでのいずれかにおいて、市内事業所に勤務していること

補助対象者

- ☑豊橋市内に事業所を有する中小企業者・中小企業団体かつ以下の条件を満たすもの
 - 1 旅客自動車運送事業者
 - 2 貨物自動車運送事業者
 - 3 建設事業者

申請はこちらから
(市HP)



補助金の額

- ☐補助率
従業員1人につき、経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）
- ☐補助額
各運転免許につき1人あたり**10万円**まで
- ☐申請可能な人数
自動車運送事業者：一事業者あたり延べ**10人**まで
建設事業者：一事業者あたり延べ**5人**まで

対象経費

- ☐次に掲げる運転免許の取得に対して負担した経費
※ただし、業種によって申請できる運転免許は異なります。

旅：旅客自動車運送事業者 貨：貨物自動車運送事業者 建：建設事業者

- ☐準中型一種免許(貨・建)
- ☐中型一種免許(貨・建)
- ☐けん引免許(貨・建)
- ☐大型一種免許(貨・建)
- ☐普通二種免許(旅)
- ☐中型二種免許(旅)
- ☐大型二種免許(旅)
- ☐大型特殊免許(建)

令和8年度に
大幅拡充しました!!

- ①補助対象者に**建設事業者**を追加!
- ②対象経費に**大型特殊免許**を追加!



問合せ先

豊橋市役所商工業振興課
人材支援グループ

TEL:0532-51-2638

✉:shokogyo@city.toyohashi.lg.jp